

# 一般社団法人 つくろお日さまの杜 定款

## 第 1 章 総則

### (名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 つくろお日さまの杜 と称する。

### (事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を福井県鯖江市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

## 第 2 章 目的及び事業

### (目的)

第 3 条 当法人は、障がいのある方や引きこもりの方、子ども達、就労に困難を抱える方、高齢者など社会的に弱い立場にある方々が孤立せず、地域社会において個々の尊厳を保持しつつ自分らしい心豊かな暮らしが営めるよう、また、子ども達の健やかな発達の実現や、地域の在宅ケアの構築などにより、福祉の増進を図るとともに、障がいのある人もない人も、お互いに支え合いながら、いきいきと暮らせる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

### (事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (4) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (5) 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業（学童保育事業）、子どもの健全育成を図る事業
- (6) 引きこもりの方、就労に困難を抱える方、高齢者等の活躍の場・居場所事業
- (7) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (8) 地域活性化、地域福祉の増進に関する事業
- (9) 社会教育の増進を図る事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 社員及び会員

### (法人の構成員)

第 5 条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

### (会員の資格の取得)

第 6 条 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認を得なければならない。

### (入会金及び会費)

第 7 条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

### (除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

### (会員資格の喪失等)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 会費の納入が継続して 2 年以上されなかったとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員でもある団体が解散したとき。

### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条に規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費等は、これを返還しない。

## 第 4 章 社員総会

### (構成)

第 12 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

### (権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額又はその規定
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第 14 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

### (招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、総社員に対し、会日の 1 週間前までに書面にて発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は 2 週間前までに発するものとする。

### (議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、社員総会にて議長を選出する。

#### **(決議)**

第 17 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の過半数にあたる正会員が出席し、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもってこれを行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 当法人の解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行うこととし、理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

4 社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として選任することができる。

#### **(決議及び報告の省略)**

第 18 条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

#### **(議事録)**

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## **第 5 章 役員**

#### **(役員の設定)**

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 6 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち 2 名以内を業務執行理事とすることができる。

#### **(役員を選任)**

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

4 監事には、当法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）又はその子法人の理事又は当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

#### **(理事の職務及び権限)**

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

#### **(監事の職務及び権限)**

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### **(役員任期)**

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 20 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### **(役員解任)**

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

### **(報酬等)**

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

### **(取引の制限)**

第 27 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

### **(責任の免除及び非業務執行理事等の責任の限度)**

第 28 条 当法人は、一般法人法第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事等（業務執行理事及び当該法人の使用人である理事を除くその他の理事、監事をいう。）との間で、同法第 111 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## **第 6 章 理事会**

### **(構成)**

第 29 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### **(権限)**

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止

- (3) 理事の職務の執行の監督
  - (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
  - (5) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
  - (6) 第 28 条第 1 項の役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除及び同法第 2 項の外部役員との賠償責任を限定する契約の締結

### **(招集)**

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、理事のいずれかが理事会を招集する。
- 3 理事会は、次に掲げる場合には、随時開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 代表理事以外の理事から理事会の目的である事項を示して代表理事に招集の請求があったとき。

### **(決議及び決議の省略)**

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時は議長の裁決するところによる。

- 2 前項に規定する可否同数の時の裁決を除き、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### **(議事録)**

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

## 第 7 章 基金

### (基金の募集)

第 34 条 当法人は、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

### (基金の取扱い)

第 35 条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱い規程によるものとする。

### (基金の拠出者の権利)

第 36 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

### (基金の返還の手続き)

第 37 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に規定する限度額の範囲で行うものとする。

### (代替基金の積立)

第 38 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできないものとする。

## 第 8 章 資産及び会計

### (事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

### (事業計画及び収支予算)

第 40 条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 代表理事は、前項の書類について、理事会承認後最初に招集される社員総会に報告するとともに、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

### (事業報告及び決算)

第 41 条 当法人の事業報告及び計算書類については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、正会員及び定時社員総会に提出、又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表

- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (4) 財産目録
- 2 前項の規定により提出された、又は提供された第 1 号の書類は、定時社員総会に報告しなければならない。
  - 3 第 1 項の規定により提出された、又は提供された第 1 号以外の書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。
  - 4 第 1 項の書類及び監査報告を主たる事務所に 10 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

#### **（剰余金の不分配）**

第 42 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

### **第 9 章 定款の変更及び解散**

#### **（定款の変更）**

第 43 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

#### **（解散）**

第 44 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

#### **（残余財産の帰属）**

第 45 条 当法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### **第 10 章 顧問**

#### **（顧問）**

第 46 条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議によって正会員の中から選任する。
- 3 顧問は当法人の運営に関するアドバイスを任意に行うことができる。
- 4 顧問は理事会の議事に関与しない。
- 5 当法人を退会した場合、顧問の職を免ずる。
- 6 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

### **第 11 章 情報公開及び個人情報の保護**

### **(情報公開)**

第 47 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### **(個人情報の保護)**

第 48 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## **第 12 章 公告の方法**

### **(公告の方法)**

第 49 条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない理由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## **第 13 章 雑則**

### **(規程等への委任)**

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な規定等については、理事会の決議により別に定める。

## **第 14 章 附則**

### **(最初の事業年度)**

第 51 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

### **(設立時の役員)**

第 52 条 当法人の設立時役員は、次のとおりで

設立時理事 小玉聖紀 小林あか根 青竹勝

設立時代表理事 青竹勝

設立時監事 宮川義敬